

R7年度労働・社会保険関係法令の主な改正（2025.4～2026.3）

2025.4.1

齋藤希実子社会保険労務士事務所

施行日	法律	内容	詳細	変更する事
R7.4 (2025.4)	育児・介護休業法	子の看護休暇の見直し（義務）	・対象範囲の拡大：「小学校就学の始期」⇒「 小学校第3学年修了まで 」 ・取得理由の拡大：「 感染症に伴う学級閉鎖 」、「 入園（入学）式及び卒園式 」追加 ・取得可能な労働者の拡大：「 継続雇用6ヶ月未満 」撤廃	育児介護休業規定の改正及び周知
		所定外労働の制限の対象拡大（義務）	・取得可能な労働者の拡大：「3歳未満の子を養育する労働者」 ⇒ 小学校就学前の子を養育する労働者	育児介護休業規定の改正及び周知
		男性の育児休業取得率等の公表義務化	・常時雇用する労働者数が 301人超えの事業主は 、毎年1回 男性の育児休業等 の取得状況を公表しなければならない（従前1,001人超えの事業主）	自社のウェブサイト、又は両立支援の広場で公表
		育児・介護のためのテレワーク導入（努力義務）	・3歳に満たない子を養育する労働者、又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者がテレワーク等を選択できるよう講ずる努力をする	育児介護休業規定の改正及び周知
		短時間勤務制度の代替措置にテレワーク（努力義務）	・3歳に満たない子を養育する労働者、育児短時間勤務を講ずることが困難な場合の代替措置にテレワークを追加する努力をする	育児介護休業規定の改正及び周知
		介護離職防止のための個別周知、意向確認（義務）	・ 家族の介護について申し出た労働者 に事業主が制度の内容を説明をする	両立支援制度の説明、情報提供
		介護に直面する前の早い段階での情報提供（義務）	・労働者が 40歳等の早い段階 で両立支援制度等の情報提供を行う	両立支援制度の説明、情報提供
		介護離職防止のための雇用環境整備（義務）	・① 研修 、② 相談窓口設置 、③ 自社の利用状況の収集、提供 、④ 利用促進の方針周知 上記の いずれか を講じなければならない	左記①～④のいずれかを講ずる
		介護休暇を取得できる労働者の拡大（義務）	・取得可能な労働者の拡大：「 継続雇用6ヶ月未満 」撤廃	育児介護休業規定の改正及び周知
R7.10 (2025.10)	育児・介護休業法	「常時介護」の判断基準の見直し	・「 常時介護を必要とする状態 に関する判断基準」の見直し	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000145708.pdf
		育児期の柔軟な働き方を実現するための措置（義務）	・① 始業時刻等の変更 、② テレワーク等 、③ 保育施設の設置運営等 、④ 養育両立支援休暇の付与 、⑤ 短時間勤務制度 3歳から小学校就学前の子 を養育する労働者について 2つ以上の措置 を選択して講じなければならない	育児介護休業規定の改正及び周知
		措置の個別周知・意向確認（義務）	・上記の選択した制度内容や申出先等の 周知と利用の意向の確認を個別 に行う	個別周知・意向確認
		妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別意向聴取と配慮（義務）	・労働者又は配偶者の 妊娠・出産の申出があった時 、又は子が 3歳になるまでの時期 に 制度の利用説明等 を行い、 労働者の意向を個別聴取 するとともに、 意向に配慮 する	個別周知・意向確認・希望に配慮

R7.4 (2025.4)	雇用 保 険 法 関 係	雇用保険法関係の率変更及び給付金創設	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業給付費充当徴収保険率：1000分の5（弾力条項 1000分の4） ・高年齢雇用継続給付の支給率の変更：最大15%⇒10% ・出生後休業支援給付金の創設：両親共14日以上の子育て休業等取得した被保険者に対し、育児休業給付に上乗せして支給する給付金を創設 ・育児時短就業給付金の創設 2歳未満の子を養育する被保険者が育児のために時短就業した場合に、時短就業中に支払われた賃金の最大10%を支給する給付金を創設 ・育児休業給付金の延長申請の要件厳格化 公共職業安定所長が認める場合に限る ・出生時育児休業給付金の支給申請期間の見直し 産後パパ育休が、子の誕生日等から8週間を経過するまでに終了した場合に、休業を終了した日の翌日から申請可能とする。 	
R7.10 (2025.10)			<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練休暇給付金の創設 5年以上の被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として賃金の一定割合を支給する給付金を創設（90日、120日、150日） 	
R7.4 (2025.4)	高 年 法 関 係 雇 用 安	高年齢雇用確保措置の経過措置の終了	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の者について、継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められた経過措置が終了 	
R7.6 (2025.6)	労 働 安 全 関 係 衛 生 法	熱中症対策の義務化（予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、熱中症の重篤化を防止するため、報告体制を整備するとともに、作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等の手順作成とこれらの関係労働者への周知を事業者にも罰則付きで義務づける 	報告体制の整備、手順書等作成及び周知
R7.4 (2025.4)	健 康 保 険 ・ 厚 生 関 係	健康保険・厚生年金関係	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者データを収録したCDの提供終了（R7.3.31） オンライン事業所年金情報サービスの利用を推奨 ・在職老齢年金の支給停止調整額：50万円⇒51万円 	